



更新プログラム提供のご案内

お客様 各位

MJS税務DXにつきまして、以下の内容に対応しました更新プログラムを提供いたします。
お客様におかれましては、本書の記載にしたがって、アップデートを行ってくださいますようお願いいたします。

<主な対応内容>

- ・法人税申告書（減価償却連動）の不具合対応

1. システムの不具合対応について

対応内容は以下のとおりです。

【MJS税務DX 法人税申告書】

発生条件をすべて満たす場合、法人税申告書の減価償却連動を行うと誤った当期償却額が出力されていた点を修正しました。

正：「過年度の減損を反映した当期償却額」 + 「当期減損損失額」

誤：「過年度の減損を反映しない当期償却額」 + 「当期減損損失額」

<対象項目>

- ・法人税別表16(1)：「14.損金に計上した当期償却額」「35.当期償却額」
- ・法人税別表16(2)：「14.損金に計上した当期償却額」「39.当期償却額」
- ・法人税別表16(4)：「27.当期償却額」

<発生条件>

■連動条件

連動元が次のいずれかのシステムになっている。

- ・ MJSLINK DX固定資産管理
- ・ MJSLINK NX-Plus固定資産管理
- ・ Galileopt DX固定資産管理
- ・ Galileopt NX-Plus固定資産管理

■固定資産管理システムにおける物件の条件

- ① 過年度および当年度の両方で減損を行っている
- ② 減損が会計用計算パターンに登録されている
- ③ 減損後任意償却額が登録されていない
- ④ 法人税別表16(1)、16(2)、16(4)の各帳票における出力対象物件のうち、過年度に最後に実施された減損と同じタイミングでは、当該物件の減損を行っていない

※物件の条件④の例

会計期間：R8/4/1～R9/3/31

別表16(1)には、次の3件の物件が出力されるものとします。

	過年度の減損		当年度の減損
物件A	R7/3/31	R8/3/31	R9/3/31
物件B	－	R8/3/31	R9/3/31
物件C	R7/3/31	－	R9/3/31

上記の場合、過年度に行った最後の減損となる「R8/3/31」の減損が登録されている物件A、Bでは不具合は発生しません。

「R8/3/31」の減損が登録されていない物件Cで不具合が発生します。

2. オンラインアップデートについて

- (1) オンラインアップデートでは更新プログラムが自動でダウンロードされますが、バージョンアップは自動では実行されません。ダウンロード後に必ずバージョンアップを実行してください。
ただし、自動インストール設定を行っている場合は、自動でバージョンアップが実行されます。
- (2) オンラインアップデートでは電話番号辞書は更新されません。
最新の電話番号辞書はGOODWILL PLUSサイトの [\[更新プログラムダウンロード\]](#) に掲載しております。

3. バージョンアップについて

- (1) バージョンアップ方法については、オンラインアップデートのマニュアルを参照してください。
- (2) バージョンアップ時間は環境によって異なりますが、5分～10分を目安とお考えください。
- (3) バージョンアップ前に、必ずバックアップを行ってください。
・ [ユーティリティ]－[データ関係処理]－[バックアップ]
- (4) クライアント・サーバー型の環境で本プログラムを適用した場合には、クライアント側でクライアントセットアップは不要となります。
- (5) プログラムのバージョンアップと共にデータのバージョンも更新されます。以前のバージョンの環境では使用できなくなりますのでご注意ください。

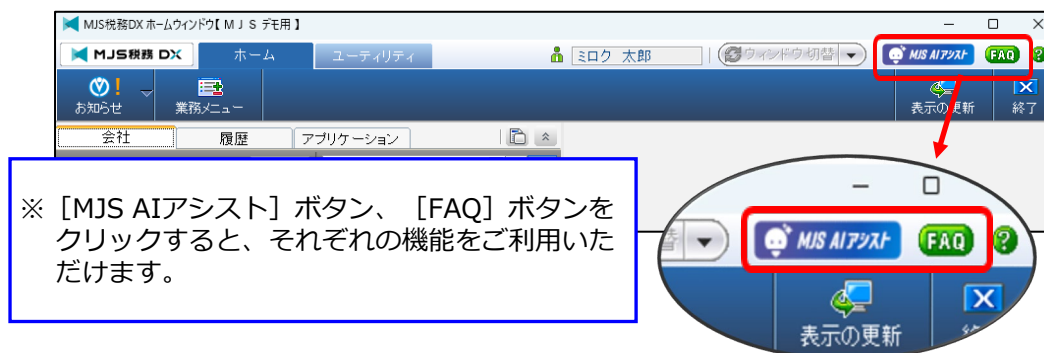
4. システムに関するお問い合わせについて

システムに関するお問い合わせは、GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」をご利用いただけます。また、生成AIを活用した「MJS AIアシスト」にチャット形式で質問することもできます。

【GOODWILL PLUSサイト「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」のお知らせ】

GOODWILL PLUSサイトの「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」ページは以下の方法でご利用いただけますので、ご活用ください。

▼ [MJS税務DXホームウィンドウ]



5. 申告書類を提出する際の注意事項

- (1) システムで作成された申告書類等は、必ず内容をご確認ください。
電子申告を行う場合は、帳票確認や送信票の「申告・申請・届出」タブで、送信される申告書類等を必ずご確認の上、送信してください。
- (2) 当初申告要件がある明細書等に関しては、当初申告時は要件に該当しないが修正申告時等で必要になると想定されるものは、必要に応じて当初申告時に申告書に添付して提出するようにしてください。
- (3) 税務署への提出においてOCR用紙での提出が必要な申告書類等がありますのでご注意ください。
- (4) 税務署配布用の申告用紙以外での提出は、税務行政上のトラブルを最小限にするために、必ず税務署から配布又は送付されたプレプリントの申告用紙を添付することと、その番号等を照合の上、提出をお願いいたします。
- (5) 白紙印刷での申告書類等の提出は、予め提出先（税務署等）にご確認の上をお願いいたします。
- (6) 国税局毎に様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。
- (7) 納付書について、各税金系アプリケーションの「国税納付書」、申請・届出書作成システム等で印刷して提出される場合は、受領可能か税務署および金融機関に必ずご確認の上ご利用ください。
- (8) プログラムをアップデート後は、改正対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

6. その他のご注意

- (1) システム全般（アップデート等）のお問い合わせは、「ソフトウェア運用支援サービス」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。
- (2) 専用品紙へ印刷する場合の設定については、印刷ガイドをご確認ください。
（「MJS税務DXのセットアップメニュー」から「インストールガイド／印刷ガイド」を選択すると資料が収容されているフォルダが開きます。その中の「印刷ガイド」フォルダにプリンターの機種ごとに資料が収容されております。）
- (3) データをコンバートしてご利用の場合は、システムの仕組みの違いからコンバートされない項目や計算項目・連動項目に変更となっているものがありますので、コンバート後に内容を十分ご確認ください。

以上